

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正
する条例のあらまし

- 1 泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、職員の分限の処分等に関する経過措置を定めます。
- 2 地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されることに伴い、所要の改正を行います。
- 3 この条例は、平成31年4月1日及び平成32年4月1日から施行します。